

1. 公園内飛行に関する考え方

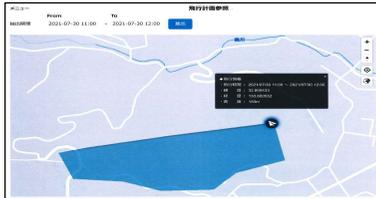
→ ドローンの利活用が拡大していくなか、より安全に飛ばせるルールづくりが必要

- ・ドローンの飛行は一律に禁止されるものではなく、航空法（飛行マニュアル等）や熊本市都市公園条例（他人に危害を及ぼすおそれのある行為又は他人の迷惑となる行為の禁止等）のルールに従い判断する。

2. 審査体制の強化

→ 航空法のルールを職員も理解し、適切に審査を行っていく新たな基準等

- ・航空法の飛行マニュアルを参照し、新たなチェック項目を追加。



FISS(飛行情報共有システム)の登録確認



プロペラガード（国交省認定型）

審査基準（例）

- ・航空法の許可を得ているか。（許可不要機体は認めない）
- ・賠償保険に加入しているか。
- ・（国土交通省）無人航空機飛行マニュアルに掲載がある諸事項を遵守しているか。
- ・FISS（飛行情報共有システム）登録の飛行時間が2時間以内か。
- ・プロペラガード(国交省認定型)を装着しているか。
- ・DID地区の場合、補助員を配置しているか。
- ・プライバシーの保護に配慮しているか。（保険加入は任意）

これまでの
チェック項目

※チェック体制
強化項目

許可条件（例）

- ☑飛行速度20km/h以下(GPS機能解除不可) ☑目視外飛行禁止
- ☑国土交通省に申請し登録されている前方センサー付機体のみ
- ☑自動帰還バッテリー残量設定30% ☑2台以上の同時飛行禁止
- ※自動帰還機能がない場合は、公園管理者と事前相談

【担当職員に対する現地研修会を実施】

- ①日時…令和3年（2021年）7月30日（水）
- ②場所…石神山公園（西区）
白川橋左岸緑地（中央区）



現地研修会の状況

3. 飛行可能な公園の基準検討

→ 行為許可以外の飛行に関して、一定の条件のもとで認める

- (1)「業としての撮影(映画撮影など)」は熊本市都市公園条例第2条に基づく、行為許可申請書の提出が必要（これまでと同様の取扱い）。
- (2)「公益性のあるもの(災害調査など)」や「個人利用での飛行」については、他の公園利用者の安全を確保するため、申出書の提出を依頼。

【個人利用での飛行について基準を検討】

- ・規模の大きい公園で、早朝（日の出後）など人が少ない時間帯に、近隣の物件（建物や自動車）などから離れた人が少ない場所での飛行。
- ・安全確認が目視にて十分できる広場等を有している公園。
- ・街なかにある身近な公園や、多くの人が訪れる公園では、他の公園利用者との十分な距離を取ることができないため、原則としてドローン飛行を認めない。
(例) 住宅地の街区公園 など

項目	条件
・公園の種類	緑地等で、面積4.0ha以上
・飛行可能な場所	原則として、見通しの良い広場
・飛行可能な時間帯 ※水前寺江津湖公園、石神山公園のみ	早朝（日の出から8：30まで）

◎飛行可能な公園（案）

【以下の5公園で試験運用する】

- ・水前寺江津湖公園（東区：DID） ※上江津地区（中の島付近）
- ・石神山公園（西区） A=154,716㎡
- ・白川橋左岸緑地（中央区：DID） A=42,345㎡
- ・白川飽田緑地（南区） A=46,626㎡
- ・合志川河川公園（北区） A=47,764㎡

※「業としての撮影」と「公益性のあるもの」は、上記以外の公園でも飛行可能。ただし、熊本城公園などの文化財的価値のある公園については、別途、関係各課との協議を行うもの。

4. 検討スケジュール

→ R3年度は、試験運用により課題を抽出し、R4年度から正式に運用開始

R3年度						R4年度	
10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	
飛行可能公園での試験運用						運用開始	